

令和4年5月

特定子ども・子育て支援施設等 の指導検査 運営管理編

大田区こども家庭部保育サービス課
指導検査担当

運 営 編

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 健康管理・安全確保
- 5 利用者への情報提供
- 6 備える帳簿
- 7 法令等改正について

1-1 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の数》（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）

職員配置基準

0歳児	3人につき1人以上
1、2歳児	6人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上
4歳児以上	30人につき1人以上

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。計算結果が1の場合であっても複数配置が必要。

例えば…

0歳児が6名、1、2歳児が9名いる保育施設の場合、必要な保育従事者数は4人となる。

年齢	人数	配置基準	計算	合計
0歳児	6人	÷3	2.0	3.5
1、2歳児	9人	÷6	1.5	
※四捨五入				4人
必要な保育従事者数				

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号イ
- ・指導監督基準1(1)

1-2 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の数》（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

職員配置基準

◆原則として、施設内の開所時間について常時2人以上

※ただし、保育士、看護師（保健師・助産師を含む。）又は家庭的保育研修修了者である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第2号イ(2)
- ・指導監督基準1(2)

1-3 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の有資格者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

◆下記のいずれの場合においても、保育従事者の必要数の3分の1以上が有資格者であるか。

- a 月極契約入所児童数に対する数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数
※有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入

〔有資格者の考え方〕

有資格者は、保育士又は看護師(助産師・保健師を含む。)の資格を有する者をいう。

ただし、有資格者の取扱において、准看護師は、有資格者としてみなしていない。

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号イ(2)
- ・指導監督基準1(1)

1-4 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の有資格者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

◆ 1人以上の有資格者がいるか。

〔有資格者の考え方〕

有資格者は、保育士、看護師(助産師・保健師を含む。)の資格を有する者又は家庭的保育研修修了者をいう。

※准看護師は、有資格者としてみなしていない。

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第2号イ(2)
- ・指導監督基準1(2)

2-1 保育室等の構造設備及び面積

《保育室の面積》（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）

◆下記のいずれの場合においても乳幼児1人あたり1.65㎡以上確保されているか。

- a 月極契約入所児童数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数

〔考え方〕

保育室の面積とは、当該保育施設において、保育室専用として使用できる部屋の面積（ロッカー等置いてある場合はその分の面積は除く）。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。

《乳児と幼児の保育場所の区画》

◆乳児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所は別の部屋が望ましいが、部屋を別にできない場合は保育を行う場所を区画し、安全性が確保されているか。

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号ロ(2)
- ・指導監督基準2(1)

2-2 保育室等の構造設備及び面積

《保育室の面積》（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

◆乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ（9.9㎡以上）が確保されているか。

〔考え方〕

保育室の面積とは、当該保育施設において、保育室専用として使用できる部屋の面積（ロッカー等置いてある場合はその分の面積は除く）。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第2号ロ(1)、(2)
- ・指導監督基準2(2)

3-1 非常災害に対する措置

共通事項

《非常口の設置》

◆火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。

POINT !

以下の点に注意してください。

※2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要
(出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。)

※保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保することが必要

※非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備機能を妨げないようにすること

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(1)
- ・指導監督基準3(3)

3-2 非常災害に対する措置

共通事項

《非常災害に対する具体的な計画（消防計画）の策定》

【全施設】

◆非常災害に対する措置として、
具体的な計画＝消防計画が作成されているか。

※消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。

※届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(2)
- ・指導監督基準3(2)
- ・消防法8条、消防法施行令第3条の2、消防法施行規則第3条

3-3 非常災害に対する措置

共通事項

《避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施》

◆訓練を毎月定期的に実施されているか。

※消火活動もしくは避難誘導等の実地訓練を毎月1回以上実施することが原則

※実施した場合には必ず記録に残すことが必要

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(3)
- ・指導監督基準3(2)
- ・消防法施行令第3条の2第2項

4-1 健康管理・安全確保

共通事項

《職員の健康診断》

◆職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施されているか。

《検便》

◆調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施されているか。施設の管理者は、予め職員の検便の結果を確認したうえで、調理・調乳業務に従事させることが重要

《医薬品等の整備》

◆必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。

最低限必要なもの：① 体温計
② 水まくら
③ 消毒液
④ 絆創膏類

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(4)、(5)、(6)
- ・指導監督基準7(4)、(5)

4-2 健康管理・安全確保

共通事項

《安全確保》

◆事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。

例：施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置が無い。

◆不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全確保する体制を整備しているか。

例：囲障はあるが、施錠等が不十分

◆事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的実施しているか。

POINT !

※救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいるか。

※関係機関への緊急通報訓練が1年に1回実施されているか。

【関係法令等】

・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(11)、(12)、(13)、(14)

・指導監督基準7(8)

5-1 利用者への情報提供

《施設及びサービスに関する内容の掲示》

共通事項

◆以下の事項が見やすい場所に掲示されているか。

- 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 建物、その他の設備の規模及び構造※（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設のみ）
- 施設の名称及び所在地 事業を開始した年月日 開所している時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及び理由
- 入所定員 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 職員に対する研修の受講状況
- ※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合は、「設置者及び職員に対する研修の受講状況」
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 緊急時等における対応方法 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(19)
- ・指導監督基準8(1)

5-2 利用者への情報提供

共通事項

《サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付》

◆以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。

- ①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③施設の名称及び所在地
- ④施設の管理者の氏名及び住所
- ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ⑥保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(20)
- ・指導監督基準8(3)
- ・運営基準第55条

6 備える帳簿

共通事項

◆以下の必要な帳票等が備えられているか。

※保育における必要な帳票等は別資料（保育のスライド）参照

指導監督基準項目	帳票等の名称
3（2）	消防計画、避難消火訓練記録
7（4）	職員健康診断記録、検便結果記録
8（1）	施設・サービス内容の掲示
9（1）	履歴書、資格証明書（保育士証等）、労働者名簿（採用年月日がわかるもの）、雇用契約書（就業規則）、勤務表（ローテーション表）、出勤簿（タイムカード）（勤務実績がわかるもの）、賃金台帳
9（3）	施設平面図

※以下の書類は労働基準法の関係からも整備が必要！！

□労働者名簿（労働基準法第107条）

□賃金台帳（労働基準法第108条）

□雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

【関係法令等】

・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(22)

・指導監督基準9(1)、(2)、(3)

・運営基準第61条第1項

7-1 育児・介護休業法の改正について

育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日以降3段階にわたり施行されます。

(3回目の施行は令和5年4月1日からのため、本講習会では説明を省略します。)

◆令和4年4月1日から施行される内容

①雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

育児休業を取得しやすい環境を整備し、該当者への周知を強化し、取得意向を個別に確認する必要があります。

②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

育児・介護休業の取得要件が緩和され、「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件が撤廃されました。

7-2 育児・介護休業法の改正について

◆令和4年10月1日から施行される内容

①産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

育児休業とは別に取得可能で、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能。分割して2回取得可能ですが、初めにまとめて申し出る必要があります。

②育児休業の分割取得

育児休業について、分割して2回まで取得できるようになりました。

※改正内容の詳細につきましては、厚生労働省のHPやリーフレットをご確認いただき、就業規則等の見直しをお願いいたします。